

◎新潟県告示第187号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定による海岸保全区域の指定（昭和57年5月21日新潟県告示第1477号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県農林水産部漁港課において縦覧に供する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

海岸の名称			指定区域
沿岸名	漁港海岸名	地区海岸名	
新潟沿岸	間瀬漁港海岸	間瀬地区海岸	基点1 西蒲原郡岩室村大字間瀬4354番地に設置された標柱 基点2 基点1から真北9度440メートルの点 基点3 基点2から真北345度222メートルの点 基点4 基点3から真北13度38メートルの点 基点5 基点4から真北39度30分362メートルの点 補助点1の1 基点1から真北292度212メートルの点 補助点2の1 基点2から真北276度13メートルの点 補助点2の2 基点2から真北268度15メートルの点 補助点2の3 基点2から真北275度136メートルの点 補助点2の4 基点2から真北276度136メートルの点 補助点2の5 基点2から真北276度140メートルの点 補助点2の6 基点2から真北274度140メートルの点 補助点2の7 基点2から真北271度215メートルの点 補助点3の1 基点3から真北278度186メートルの点 補助点5の1 基点5から真北271度305メートルの点 基点1から主要地方道新潟・寺泊・柏崎線の海側線に沿い基点2に至る線、基点2、補助点2の1から補助点2の7まで及び1の1を順次結んだ線、並びに補助点1の1から漁港区域の円弧に沿い基点1に至る線に囲まれた区域 並びに基点3、4及び5を順次結んだ線、基点5から漁港区域の円弧に沿い補助点5の1に至る線、補助点5の1、3の1及び基点3を順次結んだ線に囲まれた区域